



# ジュニスポ補償制度のご案内

本クラブへの在籍の方は以下の一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワークの「ジュニスポ補償」が適応されます。

万が一、ケガ等で通院、入院が必要になった場合は、速やかにジュニアスポーツライフネットワーク事務局までご連絡ください。

## [補償内容]

### 安全補償制度

中学生以下のスポーツ活動に伴う様々なリスクに備える補償制度です。

このような場合に補償します

活動中の事故

天災事故

賠償金補償サービス

ジュニアスポーツライフネットワーク福利厚生規定第10条より抜粋  
〔費用補償サービス〕

事案毎の補償金額は、①活動参加者が原因から180日以内に死亡した場合 最高1000万円 ②活動参加者に原因発生時から180日以内に後遺障害あるいはそれに準じる結果が残存した場合 後遺障害の程度等に応じて、最高1000万円 ③活動参加者が入院した場合のうち原因発生時から180日以内のもの 最長60日まで、日額4000円 ④活動参加者が通院した場合のうち原因発生時から180日以内のもの 最長7日まで、日額1500円 ※お支払い額は医療機関にかかった日数×1500円となります。

〔賠償金補償サービス〕

①対人補償 1名：1億円、1事故につき最高5億円 ②対物補償 1事故につき最高5000万円

## 補償額について

災害補償サービス				賠償金補償サービス	
ケガ等による死亡	後遺障害	入院日額	通院日額	賠償(※費用0円)	
				対人	対物
1,000万円	最高1,000万円	4,000円	1,500円	1名:1億円、 1事故:5億円	1事故 5,000万円

## [対象/対象外事例]

### ジュニスポ安全補償制度 **対象** 事例

- 1) 活動中(練習、試合など)の怪我  
⇒練習中に足首を捻って、捻挫をした。
- 2) 天災事故による怪我  
⇒地震による落下物が当たり、負傷した。
- 3) 特定疾病(※)にかかった場合  
⇒練習中、熱中症になってしまい病院へ運ばれた。  
※特定疾病・・・心筋梗塞や心不全等の急性心疾患、くも膜下出血や脳内出血等の急性脳疾患、気胸や過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病や熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症
- 4) 活動場所⇔自宅の往復中の怪我  
⇒会場へ自転車で行く途中に自転車で転倒し、腕を骨折した。
- 5) 活動中に起こった物損事故(※第三者の所有物に限る)  
⇒練習中に蹴ったボールが施設の窓ガラスに当たり、破損してしました。

### ジュニスポ安全補償制度 **対象外** 事例

- 1) 受傷起点が明確でない怪我  
⇒練習中、膝に痛みを感じ、診察を受けたところ、成長痛と診断された。  
※成長痛や疲労骨折、腰椎分離症、その他の炎症などはサッカー活動により発症したことが不明確であるため対象外となります。
- 2) クラブ関係者が所有する物に対する物損事故  
⇒練習中に蹴ったボールが顔面に当たり、スポーツメガネが壊れてしまった。  
※物損事故に関してはあくまでも第三者(クラブに関係のない方)が所有している物に損害を与え、賠償責任が生じた場合のみ対象となります。

## [見舞金の請求]

**ケガ等で通院、入院が必要になった場合には、速やかに事務局までご連絡ください。**

※事故、ケガの申請はアプリからの申請となります。詳しくはHP又は事務局までお問い合わせください。

## [ご連絡先]

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク事務局

TEL 0120-19-3704 [受付時間] 10:00~17:00 月~金(祝日を除く)

FAX 045-383-8291 MAIL: info\_js@stgp.jp